

## 市税条例の主な改正内容について（専決分）

### 【専決理由】

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等が平成31年3月29日に公布され4月1日より施行されたため。

### 【主な改正項目】

#### 1. 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長

[附則第4条の3の2]

消費税率10%が適用される住宅取得等（特別特定取得）について、住宅ローン控除の適用期間を3年間延長する。（10年間→13年間）

施行期日 平成31年4月1日

#### 2. 個人市民税の寄附金税額控除の見直し

[第35条の2の2 附則第4条の4 附則第6条]

ふるさと納税の特例控除額の対象となる寄附金を、総務大臣が指定した地方公共団体への寄附金（特例控除対象寄附金）に限るものとする。

#### 《参考》 ふるさと納税制度の改正 地方税法第314条の7（要約）

- (1) 総務大臣は、次の基準に適合する市町村等をふるさと納税の対象として指定する。
  - ① 寄附金の募集を適正に実施する市町村等
  - ② ①の市町村等で返礼品を送付する場合には、次のいずれも満たす市町村等
    - イ. 返礼品の返戻割合を寄附額の3割以下とすること
    - ロ. 返礼品を地場産品とすること
- (2) (1)の基準は総務大臣が定めることとする。
- (3) 指定は市町村等の申出により行うこととする。
- (4) 総務大臣は、指定をした市町村等が基準に適合しなくなったと認める場合等には、指定を取り消すことができる。
- (5) 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
- (6) 基準の制定や改廃、指定や指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聞かなければならない。

施行期日 令和元年6月1日